

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制に関するQ & A

(参照 介護保険最新情報vol.1225、1226)

No.	質問	回答
1	担当するケアマネジャーがいない利用者から選択制の福祉用具の利用の相談があった場合はどのように対応したらよいか。	利用者の選択に必要な情報を収集するために、地域包括支援センターと連携を図り、対応してください。
2	福祉用具専門相談員は、利用者に貸与と販売の選択に関する情報を提供したという記録を何に記載したらよいか。	福祉用具貸与・販売計画又はモニタリングシート等に記録してください。
3	選択制の対象品目の販売後のメンテナンス等に係る費用は利用者が負担するのか。	販売後のメンテナンス等に係る費用は、利用者と事業所の個別契約に基づき、決定されるものと考えます。
4	医学的所見の取得方法や様式に指定はあるか。	特に指定はありません。
5	歩行器を1台購入しており、もう1台必要になったとき、貸与することは可能か。	可能です。
6	貸与の場合はモニタリングを行う時期を記載することとされたが、計画に記載する事項として、実施予定の年・月に加え、日付を記載する必要はあるか。	貸与の計画における次回のモニタリング実施時期については、「何年何月頃」や「何月上旬」等の記載を想定しており、確定的な日付を記載する必要はありません。一方で、利用者の身体状況やADLに著しい変化が見込まれる場合等、利用者の状況に応じて特定の日を実施する必要があると判断されるときは日付を記載することも考えられます。
7	一度貸与を選択した利用者に対して、一定期間経過後に、再度貸与の継続または販売への移行を提案する場合において、改めて医師やリハビリテーション専門職から医学的所見を取得する必要があるか。	販売への移行を提案する場合においては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかから聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえる必要があります。貸与の継続に当たっては、必要に応じて聴取等をしていただければ構いません。
8	選択制の対象福祉用具を居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に位置付ける場合、主治医意見書や診療情報提供書に福祉用具に関する記載がない場合は、追加で医師に照会する必要があるか。	追加で医師に照会することが望ましいが、主治医意見書や診療情報提供書、アセスメント等の情報から利用者の心身の状況を適切に把握したうえで、貸与・販売の選択に必要な情報が得られているのであれば、必ずしも追加の照会は要しません。

9	<p>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のリハビリテーション専門職から医学的な所見を取得しようとする場合、利用者を担当している福祉用具貸与事業所にリハビリテーション専門が所属していれば、その職員から医学的所見を取得することは可能か。</p> <p>また、利用者を担当している福祉用具専門相談員が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資格を所持している場合は、当該福祉用具専門員の所見をもって医学的所見とすることは可能か。</p>	<p>利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、利用者の過去の病歴や身体状況等を把握している専門職から聴取することを想定しており、例えば、質問で挙げられている職員が、医師と連携のもと利用者の入院期間中にリハビリテーションを担当している場合や、利用者に訪問リハビリテーションも提供している場合等であれば可能です。</p>
10	<p>中古品の販売は可能か。</p>	<p>原則として新品の販売を想定しています。</p>
11	<p>選択制の対象となる福祉用具を購入したのちに、修理不能の故障などにより、新たに必要となった場合、販売だけでなく、貸与を選択することは可能か。また販売後に身体状況の変化等により、同じ種目の他の福祉用具を貸与することは可能か。</p>	<p>いずれも可能です。販売または貸与のいずれかを提案するに当たっては、利用者の身体状況を踏まえ、十分に検討して判断してください。</p>
12	<p>貸与から販売に切り替える際、既に販売が終了していて新品を入手することが困難な場合は、同等品の新品を販売することで代えることは可能か。</p>	<p>利用者等に説明を行い、同意を得られれば可能です。</p>